

八幡浜市公正入札調査委員会設置要綱

〔平成17年3月28日〕
要綱第59号

改正 平成18年3月30日要綱第12号
平成21年10月15日要綱第25号
平成23年3月31日要綱第14号

(設置)

第1条 市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びにこの工事に関する調査、測量及び設計業務（以下「市工事」という。）の競争入札の談合に関する情報（以下「談合に関する情報」という。）に対して的確な対応を行い、市工事の競争入札の適正を期するため、八幡浜市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 談合に関する情報に対する具体的対応の検討
- (2) 談合に関する情報の公正取引委員会への通報
- (3) 談合に関する情報に係る事実の調査
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市工事の競争入札の公正な執行に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長になる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。
- 3 委員が会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ指定した者が、その職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議を開催しないで議事を決定することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、契約担当課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日要綱第12号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月22日要綱第25号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日要綱第14号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表

委員長	副市長
委員	総務企画部長 市民福祉部長 産業建設部長